

仕様書

1 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、釧路広域連合清掃工場で使用する電力の供給について適用する。

(2) 件名 釧路広域連合清掃工場で使用する電力の供給

(3) 供給場所 釧路市高山30番地1 釧路広域連合清掃工場

(4) 用途 一般廃棄物の焼却施設用電力

(5) 供給電気方式等

ア 供給電気方式 交流3相3線式

イ 受電方式 常用1回線

ウ 標準電圧 60, 000V

エ 標準周波数 50Hz

(6) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

北海道電力ネットワーク株式会社の高山支線より引き込む釧路広域連合（以下「甲」という。）所有のG I Sブッシング接続点

(7) 自家用発電設備

常用蒸気タービン発電設備 6, 600V 4, 600 kW 1台 系統連系有

非常用ディーゼル発電設備 420V 720 kW 1台 系統連系無

2 契約電力使用方法

(1) 特別高圧電力

特別高圧供給設備等から供給を受けて動力（付帯電灯を含む）に使用する。

(2) 自家発補給電力

発電設備の検査・補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるために使用する。

3 供給仕様

(1) 契約方法 単価契約

(2) 契約電力

ア 特別高圧電力 1, 400 kW

イ 自家発補給電力 800 kW

(3) 年間予定使用電力量（詳細は添付資料のとおり）

ア 特別高圧電力量 400, 000 kWh

イ 自家発補給電力量 a 16, 000 kWh

（定期検査・定期補修による場合（以下「定検時」という。））

b 16, 000 kWh

（定期検査・定期補修以外の場合（以下「定検外」という。））

(4) 契約期間（供給期間） 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

4 使用電力量の計量等

- (1) 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいう。）及び力率の計量は、甲の供給場所に設置された取引用電力計により行うものとする。
- (2) 毎月の使用電力量等の計量は、甲の供給場所に設置された取引用電力計を介して、電力供給者（以下「乙」という。）が行うものとする。
- (3) 計量装置に不具合が生じたときは、その期間の使用電力量等についてその都度、甲、乙協議して決定するものとする。

5 電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定は、1か月（前月の1日から末日までの期間とする。）の使用電力量により算定し、毎月支払うものとする。
- (2) 自家発補給電力を使用した場合の電力量料金については、定期点検または定期補修による場合は「定検時」の契約単価（消費税及び地方消費税を含む。）を、その他の場合は「定検外」の契約単価（消費税及び地方消費税を含む。）を適用する。

6 力率割引及び割増し

- (1) 力率は、その月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとする。）とする。
なお、全く電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなす。
- (2) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。
- (3) 自家発補給電力についても、(2)と同様に力率割引及び割増しを適用する。

7 燃料費調整額等

電力量料金についての燃料費調整額、並びに「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に基づく賦課金については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の定めに準ずるものとする。

8 電気料金の支払い

乙は、上記により算定された当該月分の電気料金を適法な請求書により速やかに甲に請求し、甲は請求書を受領した日から起算して30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）にこれを支払うものとする。なお、特別高圧電力に係る電気料金については、釧路広域連合清掃工場の運営維持管理業務を委託している釧路エコクリエイション株式会社を通じて支払うものとし、同社宛てに請求すること。

9 その他

(1) 権利義務の譲渡等

乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この

限りでない。

(2) 使用電力量の増減

使用電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する場合があるが、甲は予定使用電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

(3) 契約電力及び契約単価の変更等

ア 契約電力を変更する必要があると認められるときは、甲、乙協議のうえこれを変更することができる。

イ 甲が契約電力を超えて電力を使用した場合の超過料金の扱いは、甲、乙協議のうえ定める。

ウ 契約は基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。

エ 契約締結後において、経済情勢の激変その他の特別の事情により市場価格に変動を生じ、契約単価が不適当と認められるに至り変更する必要があるときは、甲、乙協議して定める。

(4) 接続供給契約

ア 電力の供給のために別途乙と一般送配電事業者の接続供給契約が必要となる場合は、乙は乙の負担で一般送配電事業者と接続供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを甲に提出するものとする。

イ 接続検討の申込みについては、甲の負担で甲が行う。甲は、乙が接続供給契約を締結する際に、本契約期間に限って、乙が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

ウ 接続供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、乙が負担する。

(5) 情報伝送装置の設置

ア 甲の供給場所に設置された取引用電力計から情報を得るために情報伝送装置（以下「伝送装置」という。）を設置する必要がある場合は、乙の財産として乙の負担で設置する。

イ 乙の所有する伝送装置の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

(6) 協議

仕様書等に定めのないその他の事項については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の定めに準ずるものとし、甲、乙協議により定めるものとする。

(7) 添付資料

- ・令和5・6年度 釧路広域連合清掃工場使用電力量（実績）
- ・令和7・8年度 釧路広域連合清掃工場使用電力量（予定）
- ・電力供給契約書（案）